

令和5年度「未治療者に対する受診勧奨等業務」の委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会静岡支部における未治療者に対する受診勧奨等の業務を委託して行うもので、「未治療者に対する受診勧奨等業務委託実施要領」を基本とします。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会静岡支部長と選定基準を満たした機関との間に「令和5年度未治療者に対する受診勧奨等業務委託契約書」に基づき締結します。

なお、委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

3. 選定基準

全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診受託機関であり、「未治療者に対する受診勧奨等業務委託実施要領」の「2 受託要件」を満たしていることとします。

4. 提出書類

- (1) 未治療者に対する受診勧奨等業務実施申出書（様式1）
- (2) 未治療者に対する受診勧奨等業務委託機関調査書（様式2）
- (3) 受診勧奨従事者名簿（様式3）

※（1）～（3）については、応募を希望される機関へ別途配布しますのでご連絡ください。

5. 受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月27日（月）まで
受付時間 9：00～16：30 ※土日・祝日は除く

※ 期限厳守

6. 提出・問い合わせ先

〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
全国健康保険協会静岡支部 保健グループ 飯田
電話 054-275-6605 （FAXでの提出は不可）

7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。